

新しい家族のカタナ

～里親制度～

10月は「里親月間」です。

子どもが健やかに育つためには、家庭に近い環境での養育が望ましいとされています。しかし、県内には、さまざまな事情で親と一緒に生活できない子どもが約800人います。その子どもたちと新しい家庭を築くことができるのが「里親制度」です。

現在、全国的に里親は不足しています。あなたも、「里親」考えてみませんか？

里親制度って？

親の病気や虐待など、さまざまな理由により家族と生活できない子どもたちの養育を、児童福祉法に基づいて、里親にお願いする制度です。

里親とは、自分の家庭で生活できない子どもを自らの家庭に迎え入れて、温かな愛情と正しい理解を持って養育する人です。里親には、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」など、さまざまな形があります。その中で、今求められているのは「養育里親」です。

養育里親って？

養育里親は、養子縁組と違い、子どもが実親の元で暮らすことができるようになるまでの間、または自立するまでの間、子どもを養育する里親のことです。

その里親ですが、最近では、共働き世帯の登録が増えています。仕事をしている時間は、保育園などに預けることもできますので、共働きであっても十分に里親を務めることができます。



里親になるには

里親になるために、特別な資格や子育ての経験は必要ありません。ただし、次の要件を満たした上で、県などが実施する研修を修了し、里親として登録される必要があります。

- ・子どもの養育についての理解や熱意と愛情を持っていること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・本人が同居人が虐待などの欠格事由に該当しないこと

なお、里親として登録されるためには、次の手続きが必要になります。

